

令和8年第1回（3月）定例会

議案参考資料

【単行議案】

議第 17 号	宮津市過疎地域持続的発展計画の変更について	1P
議第 18 号	宮津市第2期行財政運営指針の変更について	2P
議第 19・20 号	公の施設の指定管理者の指定について (宮津市デイサービスセンターはまなす苑、宮津まちなか地域振興拠点施設)	3P
議第 21 号	宮津市し尿処理施設設備移設工事の請負契約の一部変更について	5P
議第 22 号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	7P
議第 23 号	宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	9P
議第 24 号	宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部改正について	11P
議第 25 号	宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	15P
議第 26 号	宮津市国民健康保険税条例の一部改正について	19P
議第 27 号	宮津市福祉・教育総合プラザ条例の一部改正について	42P
議第 28 号	宮津市介護保険条例の一部改正について	44P
議第 29 号	宮津市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について	52P
議第 30 号	宮津市立幼稚園設置条例の一部改正について	54P
議第 31 号	宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について	56P

議案参考資料
令和8年3月定例会

議第17号

宮津市過疎地域持続的発展計画の変更について

区分

計画

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
◆提案の趣旨・目的 現行の宮津市過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和7年度で終了となることから、計画期間等を変更するとともに、過疎対策事業債等を活用するために、対象となる事業等を宮津市過疎地域持続的発展計画に追加するもの。 ◆提案の概要 1 基本的な事項 (1) 計画期間を令和12年度まで延長 (2) 計画期間の延長及び第7次宮津市総合計画後期基本計画に合わせ、地域の持続的発展のための基本目標の目標年度及び目標値等を変更 2 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項 (1) 計画期間中に過疎対策事業債等の活用が想定される対策や事業を追加 ◆提案の根拠法令 ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項及び第10項		H22.4 過疎地域自立促進特別措置法改正に基づき、過疎地域に指定 H22.9 宮津市過疎地域自立促進計画策定(H22～H27) H28.3 宮津市過疎地域自立促進計画策定(H28～R2) R3.4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行 R3.10 宮津市過疎地域持続的発展計画策定(R3～R7) R4.9 宮津市過疎地域持続的発展計画の一部改訂(軽微な変更) R5.10 宮津市過疎地域持続的発展計画の一部改訂(軽微な変更) R6.10 宮津市過疎地域持続的発展計画の一部改訂 R8.2 宮津市過疎地域持続的発展計画の一部改訂に係る京都府知事への協議・同意(法定)	
		【市民参加の状況】	
		【政策等の効果及び費用】	
		本計画に基づき、各事業等を実施することで、地域の持続的発展を図る。 ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円	
		【他の自治体の類似する政策との比較】	
		○宮津市以外の府北部過疎地域市町 ・福知山市(旧三和町、旧夜久野町、旧大江町) ・綾部市 ・京丹後市 ・伊根町 ・与謝野町	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
		企画課 企画政策係(45-1664)	

議第17号

議案参考資料
令和8年3月定例会

議第18号

宮津市第2期行財政運営指針の変更について

区分

計画

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和3年3月策定の「令和3年度から令和12年度までの10年間における行財政運営の基本的な指針」である『宮津市第2期行財政運営指針』について、この間の財政運営の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うもの。

◆提案の概要

- 「今後の行財政運営の指針」は項目の変更は行わず、内容を一部変更
 - ・指針② 安定した行財政運営に向けた財政規律の強化
 - ⇒財政状況の健全度を測る重要指標等の目標値のもと、建設地方債の発行と投資計画を関連付け、緊急度・優先度を考慮した上で計画的に投資を行っていく。
 - ・指針③ 重要課題への着実な対応と優先的な財源配分
 - ⇒令和10年度に向けて進めている庁舎移転集約に備える庁舎整備基金や減債基金の造成を行う。【追加】
- 「安定した行財政運営に向けた対策（方向性）」として、それぞれの対策を現状等を踏まえたものに一部変更
 - ・人件費の適正管理
 - ⇒賃金上昇傾向に対応し、人口減少下での適正な定員管理を推進
 - ・事務事業等の見直し
 - ⇒人口減少下を踏まえ、毎年度「サマーレビュー」を行うなど、行政サービスのあり方を常に見直し
 - ⇒人口減少を見据え、公共施設の再編や広域連携を着実に推進
 - ・増収対策
 - ⇒更なる観光振興に向けて、その使途も含めて宿泊税を検討
 - ⇒既存のストックを有効活用し、遊休資産は早期の売却を推進
 - ⇒社会情勢の変化も踏まえ、定期的に受益者負担見直しを検討
- 「2040年を見据えた持続可能な行財政運営に向けた視点」【追加】
 指針終期の令和12年(2030年)度の次の10年も見据え、持つべき「今後の行財政運営における視点」として追加するもの

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・宮津市行政改革大綱2006 (H18～H22)
- ・宮津市財政健全化計画2011 (H23～H27)
- ・みやづビジョン2011 (H23～R2)
- ・宮津市行財政運営指針 (H28～R2)
- ・財政健全化に向けた取組み (R元～R5)
- ・第7次宮津市総合計画 (R3～R12)
- ・宮津市第2期行財政運営指針 (R3～R12)

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>>

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当室・係

添付資料

財政課 予算係 (45-1610)

議第18号

議案参考資料
令和8年3月定例会

議第19号～ 第20号	公の施設の指定管理者の指定について	区分	その他				
【提案の概要】 ◆提案の趣旨・目的 令和8年3月末で指定期間が満了する2施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。 ◆提案の概要 ○指定管理施設、指定管理者及び指定期間 「指定管理者指定施設一覧」のとおり ◆提案の根拠法令 ○地方自治法（昭和22年法律第67号） （公の施設の設置、管理及び廃止） 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2～5 （略） 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7～11 （略）		【政策等の背景・提案までの経過】 【背景】 平成18年4月から指定管理者制度による施設管理を開始し、指定期間3年での運用を基本として、外部の有識者等による「宮津市指定管理者選定委員会」による審査等を経た上で、指定管理者を指定するもの。 【経過】 R7.10 : 「宮津市指定管理者選定委員会」により、本年度末で指定期間が満了する施設について、選定方法（公募・非公募）、指定期間等を決定 R7.10～12 : 指定管理者の候補者の募集 R8. 1 : 指定管理者の候補者の選定（選定委員会で審査） 【市民参加の状況】 【政策等の効果及び費用】 【他の自治体の類似する政策との比較】					
【第7次宮津市総合計画との整合】 <table border="1" data-bbox="120 1230 1167 1294"> <tr> <td>重点プロジェクト</td><td>—</td><td>テーマ別戦略</td><td>—</td></tr> </table> ※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—	担当課・係 財政課 資産活用係（45-1611）	添付資料 ・指定管理者指定施設一覧
重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—				

議第19号～第20号

■指定管理者指定施設一覧

	施 設 名	現在の状況等			令和8年度以降の方針					所 管 部
		導入方法	指定管理者	指定期間	導入方法	指定管理者	指定期間	指定管理料の取扱い	事業計画における主な事業	
1	宮津市デイサービスセンター はまなす苑	非公募 (規則第2 条第4号)	(福)北星会	5年間	非公募 (規則第2 条第4号)	(福)北星会	5年間	指定管理料を支払わず、 指定管理者の経営努力の みで対応する。	・通所介護事業（在宅の要介護者への日常生活介助及び機能訓練） ・介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業（在宅の要支援 者等への通所介護相当サービス）	健康福祉部
2	宮津まちなか地域振興拠点施設	公募	ハマカゼプロジェクト㈱	1年間	公募	㈱京都丹後企画	2年間	年間の指定管理料を設定 し、実績に応じての変更 は行わない。	・宮津市内で生産した農林水産物、農林水産加工品等の販売と、地 元の食材や食文化を活用した飲食サービスの提供 ・「道の駅」としての適切な観光案内業務、施設の保守点検と維持 管理 ・周囲の施設、事業者、団体等と連携し、道の駅来訪者をまちなか へ回遊させ、まちなか全体に活気を与える ・積極的な広報活動及び調査の実施、自主事業の企画及び実施	産業経済部

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。
ただし、市長等が定めるもの（以下「規則等」という。）で定める理由により市長等が認める場合は、この限りでない。

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

（公募の例外）

第2条 条例第2条の規則で定める理由は、次の各号のいずれかの場合とする。

- (1) 施設の管理上当該地域の団体に管理を行わせることが適当と認められる場合
- (2) 市が関与又は育成することが必要と認める団体で、その活動目的に係る施設の管理を行わせることが適当と認められる場合
- (3) 施設に活動拠点を置く団体を指定して、一体的に管理させることが合理的な場合
- (4) 専門的で高度な技術を有する団体に管理を行わせることが適当と認められる場合
- (5) 施設の管理上緊急に指定管理者の指定を必要とし、公募する暇がない場合

議案参考資料
令和8年3月定例会

議第21号

宮津市し尿処理施設設備移設工事の請負契約の一部変更について

区分

その他

【提案の概要】 ◆提案の趣旨・目的 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第24号）第2条の規定により、議会の議決を経て令和6年12月25日に池田電気株式会社と2億570万円の請負契約し、令和7年12月24日に3,743万5,200円を増額する変更契約を締結した「宮津市し尿処理施設設備移設工事」について、その金額を1,000万円を超えて変更したいので、議会の議決を求めるもの。 ◆提案の概要 宮津市し尿処理施設設備移設工事 1 契約の金額 変更後 264,730,400円（21,595,200円の増額） 2 契約の相手方 宮津市字滝馬705番地 池田電気株式会社 代表取締役 池田 憲治 3 工事期間 令和6年12月26日～令和8年11月30日 4 主な変更内容 危険物倉庫及び倉庫の新築工事、水道分岐工事	【政策等の背景・提案までの経過】 ・S39 : し尿処理施設竣工（S50増改築） ・R3. 7 : 整備候補地の建設同意及び土質調査同意について地元（獅子自治会）と協議 ・R3. 8 : 土質調査について地元から同意を得る。 ・R4. 9 : 施設建設について地元から同意を得る。 ・R5. 10 : 施設整備に向けた都市計画及び下水道事業計画の変更 ・R5 : 新し尿処理施設整備に係る詳細設計委託（R5.10～R6.9） 現し尿処理施設の一部機能移設に係る詳細設計委託（R5.12～R6.7） ・R6.12 : 新し尿処理施設の整備に係る工事請負契約の締結 ・R7.12 : 新し尿処理施設の整備に係る工事請負契約の変更（危険物倉庫等除く）				
	【市民参加の状況】				
	【政策等の効果及び費用】 ・し尿、浄化槽汚泥の衛生処理機能の安定確保 ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 270,199千円				
【第7次宮津市総合計画との整合】	【他の自治体の類似する政策との比較】				
重点プロジェクト					
テーマ別戦略	安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり				
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載 ・新し尿処理施設整備計画 ・生活排水処理基本計画 ・京都府水環境構想2022	<table> <tr> <td>担当課・係</td><td>添付資料</td></tr> <tr> <td>市民環境課 環境衛生係 (45-1617)</td><td>・工事概要書</td></tr> </table>	担当課・係	添付資料	市民環境課 環境衛生係 (45-1617)	・工事概要書
担当課・係	添付資料				
市民環境課 環境衛生係 (45-1617)	・工事概要書				

議第21号

し尿処理施設設備移設工事 工事概要書

【工 事 名】 宮津市し尿処理施設設備移設工事

【工事概要】

■建築工事

- ・旧管理棟一部撤去 1 式
- ・危険物倉庫等設置 1 式

■機械設備工事

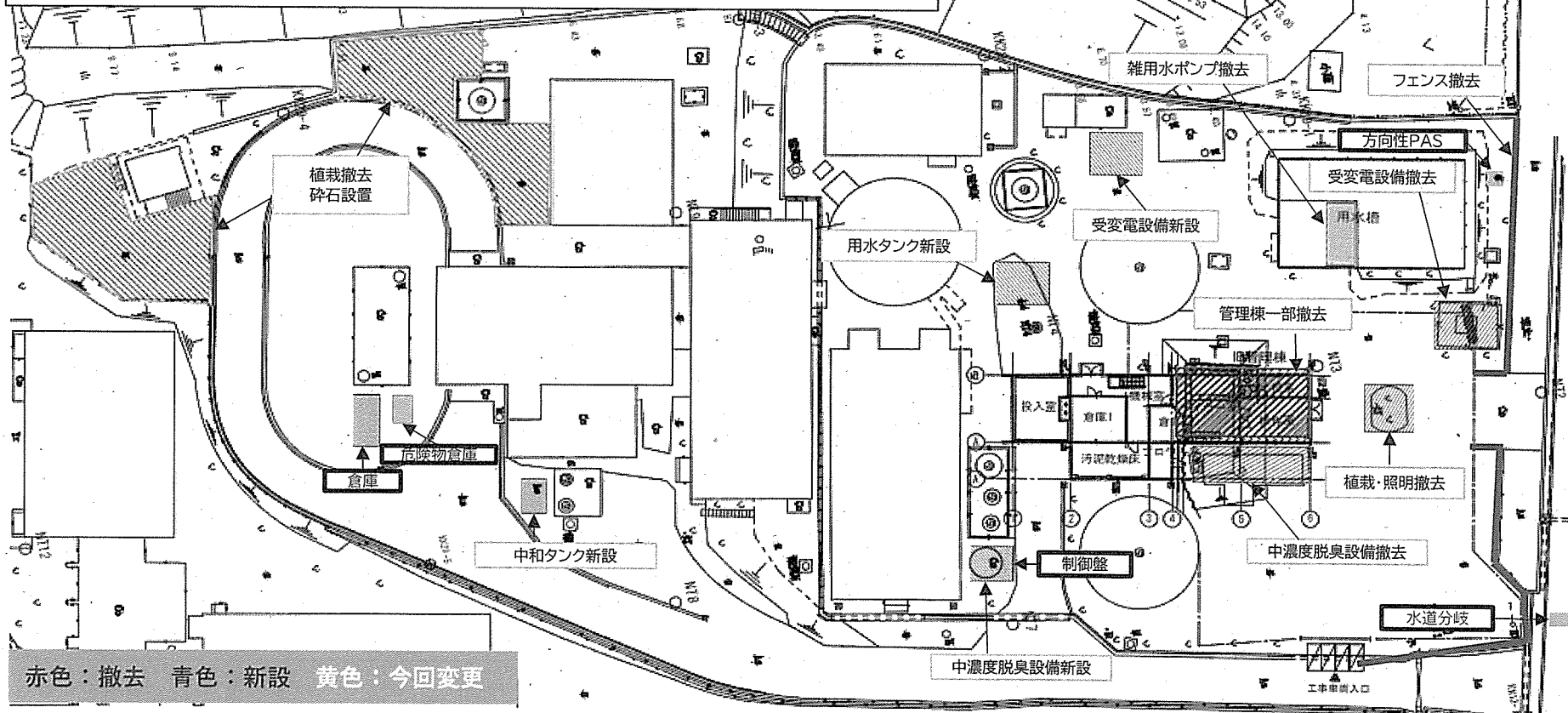
- ・仮設脱臭設備設置 1 式
- ・仮設用水設備設置 1 式

■土木工事

- ・仮設駐車場 1 式

■電気工事

- ・受変電設備 1 式
- ・脱臭設備等動力盤 1 式 ほか



議案参考資料
令和8年3月定例会

議第22号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
◆提案の趣旨・目的 市長の給料の額の特例として行っている減額措置を任期満了日まで延長するもの。 ◆提案の概要 市長の給料の額の特例措置の延長 令和6年4月1日から実施している市長の給料の5%減額措置を任期満了日まで延長し、令和8年7月1日までとする。 820,000円 → 779,000円 △41,000円 (△5%) ◆施行日 公布の日			
		【市民参加の状況】	
		【政策等の効果及び費用】	
		・市長の給料減額措置 △125千円 ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円	
		【他の自治体の類似する政策との比較】	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
		総務課 職員係 (45-1603)	・新旧対照表

議第22号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
附 則 1～11 略 12 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額779,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。	附 則 1～11 略 12 令和6年4月1日から令和8年7月1日までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額779,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

議案参考資料
令和8年3月定例会

議第23号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
◆提案の趣旨・目的 健康診査等に係る医師報酬及び母子保健業務に係る歯科衛生士、臨床心理士について、京都府の同種事業の報酬単価が改定となったことから、本市の報酬単価についても、京都府単価に準じて増額改定するもの。 併せて、学校眼科医の児童生徒数割報酬額について、京都府立学校単価に準じて増額改定を行うもの。 ◆提案の概要 ○健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師の報酬額の改定 ・日額 28,500円 → 29,500円 ○歯科衛生士の報酬額の改定 ・日額 6,000円又は4,500円 → 6,400円 ○臨床心理士の報酬額の改定 ・日額 9,800円又は6,200円 → 10,300円 ○学校眼科医の児童生徒数割報酬額の改定 ・児童生徒1人につき275円 → 310円 ◆施行日 令和8年4月1日		京都府の同種事業の報酬単価に準じ、額改定 ※今提案の改定額は、京都府における令和7年度報酬単価	
		【市民参加の状況】	
		【政策等の効果及び費用】	
		○改定に係る報酬増額見込み 98千円 ※医師等 70千円（延べ従事予定日数 約130日） ※学校眼科医 28千円（児童生徒数 約800人）	
		【他の自治体の類似する政策との比較】	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料
		総務課 職員係（45-1603）	・新旧対照表

議第23号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																								
（報酬） 第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。 第3条～第9条 （略） 別表（第2条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>(1)～(37) （略）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師</td><td>日額 28,500円</td></tr> <tr> <td>(39) 歯科衛生士</td><td>同 6,000円又は4,500円</td></tr> <tr> <td>(40) 臨床心理士</td><td>同 9,800円又は6,200円</td></tr> <tr> <td>(41)～(47) （略）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(48) 小学校嘱託医（眼科）</td><td>同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（児童1人につき275円）を加えた額</td></tr> <tr> <td>(49)～(51) （略）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(52) 中学校嘱託医（眼科）</td><td>同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（生徒1人につき275円）を加えた額</td></tr> <tr> <td>(53)～(62) （略）</td><td>(略)</td></tr> </table>	区分	報酬の額	(1)～(37) （略）	(略)	(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 28,500円	(39) 歯科衛生士	同 6,000円又は4,500円	(40) 臨床心理士	同 9,800円又は6,200円	(41)～(47) （略）	(略)	(48) 小学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（児童1人につき275円）を加えた額	(49)～(51) （略）	(略)	(52) 中学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（生徒1人につき275円）を加えた額	(53)～(62) （略）	(略)	（報酬） 第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。 第3条～第9条 （略） 別表（第2条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> <tr> <td>(1)～(37) （略）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師</td><td>日額 29,500円</td></tr> <tr> <td>(39) 歯科衛生士</td><td>同 6,400円</td></tr> <tr> <td>(40) 臨床心理士</td><td>同 10,300円</td></tr> <tr> <td>(41)～(47) （略）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(48) 小学校嘱託医（眼科）</td><td>同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（児童1人につき310円）を加えた額</td></tr> <tr> <td>(49)～(51) （略）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(52) 中学校嘱託医（眼科）</td><td>同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（生徒1人につき310円）を加えた額</td></tr> <tr> <td>(53)～(62) （略）</td><td>(略)</td></tr> </table> 附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。	区分	報酬の額	(1)～(37) （略）	(略)	(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 29,500円	(39) 歯科衛生士	同 6,400円	(40) 臨床心理士	同 10,300円	(41)～(47) （略）	(略)	(48) 小学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（児童1人につき310円）を加えた額	(49)～(51) （略）	(略)	(52) 中学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（生徒1人につき310円）を加えた額	(53)～(62) （略）	(略)
区分	報酬の額																																								
(1)～(37) （略）	(略)																																								
(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 28,500円																																								
(39) 歯科衛生士	同 6,000円又は4,500円																																								
(40) 臨床心理士	同 9,800円又は6,200円																																								
(41)～(47) （略）	(略)																																								
(48) 小学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（児童1人につき275円）を加えた額																																								
(49)～(51) （略）	(略)																																								
(52) 中学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（生徒1人につき275円）を加えた額																																								
(53)～(62) （略）	(略)																																								
区分	報酬の額																																								
(1)～(37) （略）	(略)																																								
(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	日額 29,500円																																								
(39) 歯科衛生士	同 6,400円																																								
(40) 臨床心理士	同 10,300円																																								
(41)～(47) （略）	(略)																																								
(48) 小学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（児童1人につき310円）を加えた額																																								
(49)～(51) （略）	(略)																																								
(52) 中学校嘱託医（眼科）	同 基本報酬（実施校1校につき10,000円）に人数割報酬（生徒1人につき310円）を加えた額																																								
(53)～(62) （略）	(略)																																								

議案参考資料
令和8年3月定例会

議第24号

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和7年人事院勧告において、通勤手当として駐車場使用料を支給する改正がされること、地域手当支給率の経過措置が改正されることなどを踏まえ、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

1. 一般職職員（宮津市一般職職員の給与に関する条例）【第1条】

① 通勤手当の見直し（駐車場使用料）

現行	改正後
3,000円	5,000円

※記載の額はいずれも上限額

② 地域手当支給率の経過措置の改正

現行	改正後
4%	7%

2. 会計年度任用職員（宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）【第2条】

③ 通勤手当の見直し（駐車場使用料）

現行	改正後
4,500円	5,000円

※記載の額はいずれも上限額

◆施行日

令和8年4月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

R7. 8. 7: 令和7年人事院勧告

- ・地域手当の令和8年度適用率の決定
- ・通勤手当の見直し

R7. 12. 24: 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）の公布

R7. 12. 24: 宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7条例第37号）の公布（給料表、期末勤勉手当等の改正）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- ・通勤手当の見直し 2,430千円
- ・地域手当支給率の引上げに係る影響額（全会計ベース）
49,020千円（一般職職員38,796千円、会計年度任用職員10,224千円）

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

総務課 職員係（45-1603）

・新旧対照表

議第24号

第 1 条

宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（通勤手当） 第 1 2 条 （略） 2 （略） 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる職員で、通勤のために駐車場を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものに対しては、前項第 2 号及び第 3 号に定める額に加算して当該駐車場の 1 箇月当たりの駐車料金の額に相当する額（その額が<u>3,000円</u>を超えるときは、<u>3,000円</u>）の通勤手当を支給する。 4～8 （略） 第 1 3 条～第 2 7 条 （略） 附 則 1～2 2 （略）	（通勤手当） 第 1 2 条 （略） 2 （略） 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる職員で、通勤のために駐車場を利用し、当該駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とするものに対しては、前項第 2 号及び第 3 号に定める額に加算して当該駐車場の 1 箇月当たりの駐車料金の額に相当する額（その額が<u>5,000円</u>を超えるときは、<u>5,000円</u>）の通勤手当を支給する。 4～8 （略） 第 1 3 条～第 2 7 条 （略） 附 則 1～2 2 （略） <u>2 3 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における第 11 条の規定の適用については、同条第 2 項中「100 分の 8」とあるのは、「100 分の 7」とする。</u>

第2条

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（通勤手当） 第5条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、同条第3項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。</u> 第6条～第25条 （略） （パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償） 第26条 （略） 2 通勤に係る費用弁償の額については、給与条例第12条の規定の例による。<u>この場合において、同条第3項中「3,000円」とあるのは、「4,500円」と読み替えるものとする。</u>	（通勤手当） 第5条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。_____ _____ 第6条～第25条 （略） （パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償） 第26条 （略） 2 通勤に係る費用弁償の額については、給与条例第12条の規定の例による。_____ _____

附 則

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

現行	改正後（案）
	<u>附 則</u> <u>この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u>

議案参考資料
令和8年3月定例会

議第25号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

消防団員等の補償基礎額の引上げ

①消防団員（第5条第2項第1号関係）

階級	現行			改正案		
	勤務年数			勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500	円 13,340	円 14,170	円 15,000
分団長及び副分団長	円 11,300	円 12,100	円 12,900	円 11,670	円 12,500	円 13,340
部長、班長及び団員	円 9,700	円 10,500	円 11,300	円 10,000	円 10,840	円 11,670

②消防作業従事者等（第5条第2項第2号関係）

消防作業従事者等	現行	改正案
	円	円
	最低額	最高額
	9,700	10,000
	14,500	15,000

③扶養親族（第5条第3項関係）

政令第5条第3項における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
現行	加算額(月額)	100円	383円	217円		
改正案	加算額(月額)	廃止	433円	217円		

◆施行日 令和8年4月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・R8.2.6 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 公布
(令和8年4月1日施行)

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- ・消防団員等の公務災害時の損害補償の改善

【他の自治体の類似する政策との比較】

- ・近隣自治体も同様の改正予定

担当課・係

消防防災課 消防防災係
(45-1605)

添付資料

- ・新旧対照表

議第25号

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（補償基礎額） 第5条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）（略） （2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については	（補償基礎額） 第5条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）（略） （2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については

1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

4 (略)

第6条～第28条 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

1人につき433円を

、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(削る。)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

4 (略)

第6条～第28条 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 13,340	円 14,170	円 15,000
分団長及び副分団長	11,670	12,500	13,340
部長、班長及び団員	10,000	10,840	11,670

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和8年3月定例会

議第26号

宮津市国民健康保険税条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

子ども・子育て支援法の改正及び地方税法の改正により、国民健康保険税の賦課額として合算する額に子ども・子育て支援納付金課税額を追加すること及び京都府から令和8年度分の医療費及び被保険者数の見通し等に基づく「市町村標準保険税率」が示されたことから、国民健康保険税の課税額の規定について所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

子ども・子育て支援納付金賦課額の追加及び国民健康保険税率等の改定（京都府全体の1人当たりの医療費の増嵩に伴い、市町村標準保険税率が増加したことから、基金の繰入れにより増額分の一部を抑制）

区分	R7 上段:改正保険税率等 下段:標準保険税率等				R8 上段:改正保険税率等 下段:標準保険税率等	18歳以上 均等割	平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	平等割
医療分	5.7% (6.2%)	34.6% (37.7%)	28,000円 (30,400円)	18,500円 (20,100円)	5.6% (6.2%)	33.8% (37.1%)	18,900円 (20,800円)
後期分	2.3% (2.3%)	13.8% (13.8%)	11,200円 (11,200円)	7,400円 (7,400円)	2.3% (2.3%)	13.4% (13.4%)	7,500円 (7,500円)
介護分	1.9% (1.9%)	18.5% (18.5%)	12,500円 (12,500円)	6,000円 (6,000円)	1.9% (1.9%)	17.8% (17.8%)	6,500円 (6,500円)
子ども分 (R8~)	—	—	—	—	0.3% (0.3%)	1.4% (1.4%)	800円 (800円)
	9.9% (10.4%)	66.9% (70.0%)	51,700円 (54,100円)	31,900円 (33,500円)	10.1% (10.7%)	66.4% (69.7%)	33,700円 (35,600円)
	△0.5%	+5.2%	+2,700円	+1,400円	0.2%	△0.5%	+2,800円

【参考】 平均保険税額	京都府県 単位化前							
	H29決算	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算	R5決算	R6決算
1人当たり	93,650円	75,634円	85,721円	96,193円	81,011円	89,137円	87,146円	97,414円

R7当初	R8標準税額(参考)	R8当初	(基金繰入)	うち子ども分
102,136円	115,665円	108,901円	(25,123千円)	2,733円
前年度比 +13,529円、+13.2%		前年度比 +6,765円、+6.6%		

◆施行日

令和8年4月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

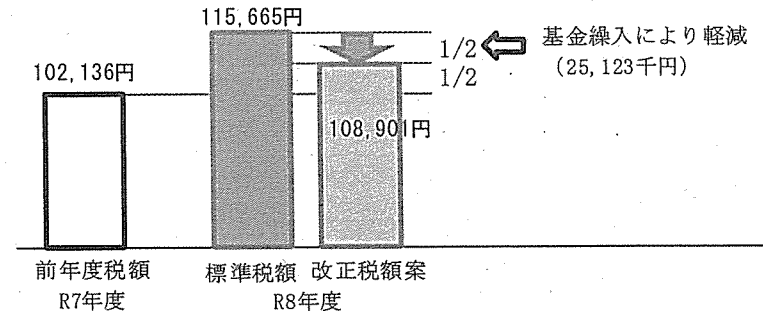
- ・平成30年4月 国民健康保険制度の都道府県単位化開始
- ・令和3年度 府内全体の保険給付費が京都府の見込みより大幅に超過
- ・令和6年6月 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律公布
- ・令和8年1月 地方税法等の一部を改正する法律公布
- ・令和8年2月 京都府より令和8年度の国保納付金、市町村標準保険税率の算定結果を提示⇒1人当たりの保険税増加
- ・宮津市国民健康保険運営協議会に諮問
- ・宮津市国民健康保険運営協議会から市長に答申

【市民参加の状況】

宮津市国民健康保険運営協議会に諮問

【政策等の効果及び費用】

・令和8年度は、令和6年度、7年度と同様に負担軽減措置として、前年度の1人当たり保険税額と令和8年度の標準保険税率に基づく保険税額を比較した増額分の1/2を国保事業基金から繰り入れし、増額分の一部を抑制。



■予算措置しているものについては、その額を記載 >>>

千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

税務・国保課 国保年金係
(45-1616)

添付資料

- ・宮津市国民健康保険税率の改定推移
- ・新旧対照表

議第26号

前年度比 ▲3.8% +4.1% ▲4,400円 ▲9,900円 +0.8% +8.6% +5,600円 +3,900円 +0.5% ▲3.1% +700円 +100円 ▲0.8% ▲0.5% ▲2,600円 ▲2,200円

	R4				R5				R6				R7				R8				
									上段：決定保険税率等 下段：標準保険税率等				上段：改正保険税率等 下段：標準保険税率等				上段：改正保険税率等 下段：標準保険税率等				
区分	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	18歳以上 均等割	平等割
医療分	5.5%	28.7%	23,600円	16,000円	5.0%	26.8%	23,700円	15,500円	5.5% (5.9%)	30.9% (33.0%)	25,200円 (26,900円)	16,700円 (17,800円)	5.7% (6.2%)	34.6% (37.7%)	28,000円 (30,400円)	18,500円 (20,100円)	5.6% (6.2%)	33.8% (37.1%)	28,900円 (31,700円)	—	18,900円 (20,800円)
後期分	2.2%	11.3%	9,300円	6,300円	2.4%	12.4%	10,900円	7,200円	2.6% (2.6%)	14.0% (14.0%)	11,400円 (11,400円)	7,600円 (7,600円)	2.3% (2.3%)	13.8% (13.8%)	11,200円 (11,200円)	7,400円 (7,400円)	2.3% (2.3%)	13.4% (13.4%)	11,400円 (11,400円)	—	7,500円 (7,500円)
介護分	2.3%	16.0%	12,000円	6,100円	2.2%	16.9%	12,300円	6,200円	2.3% (2.3%)	16.8% (16.8%)	12,400円 (12,400円)	6,200円 (6,200円)	1.9% (1.9%)	18.5% (18.5%)	12,500円 (12,500円)	6,000円 (6,000円)	1.9% (1.9%)	17.8% (17.8%)	13,000円 (13,000円)	—	6,500円 (6,500円)
子ども分 (R8～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.3% (0.3%)	1.4% (1.4%)	1,200円 (1,200円)	30円 (30円)	800円 (800円)
計	10.0%	56.0%	44,900円	28,400円	9.6%	56.1%	46,900円	28,900円	10.4% (10.8%)	61.7% (63.8%)	49,000円 (50,700円)	30,500円 (31,600円)	9.9% (10.4%)	66.9% (70.0%)	51,700円 (54,100円)	31,900円 (33,500円)	10.1% (10.7%)	66.4% (69.7%)	54,500円 (57,300円)	30円 (30円)	33,700円 (35,600円)
＋0.8%　＋3.2%　＋3,100円　＋1,300円　▲0.4%　＋0.1%　＋2,000円　＋500円　＋0.8%　＋5.6%　＋2,100円　＋1,600円　△0.5%　＋5.2%　＋2,700円　＋1,400円　0.2%　△0.5%　＋2,800円　＋30円　＋1,800円 (＋1.2%) (＋7.7%) (＋3,800円) (＋2,700円) (△0.4%) (＋6.2%) (＋3,400円) (＋1,900円) (＋0.3%) (△0.3%) (＋3,200円) (＋30円) (＋2,100円)																					

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（課税額） 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1）基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。） _____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （2）・（3）（略）	（課税額） 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1）基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、</u>_____介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）<u>及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （2）・（3）（略） （4）<u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民</u>

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。

4 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条

健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。

4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る_____法_____第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条

第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.7を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額）

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額（以下「固定資産税額等」という。）に100分の34.6を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について28,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。））と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3 _____及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同

第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.6を乗じて算定する。

2 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額）

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額（以下「固定資産税額等」という。）に100分の33.8を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について28,900円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。））と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3、第9条の8及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同

一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3 及び第23条第1項において同じ。）

以外の世帯 18,500円

(2) 特定世帯 9,250円

(3) 特定継続世帯 13,875円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の13.8を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,200円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,400円

(2) 特定世帯 3,700円

一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3、第9条の8及び第23条第1項において同じ。）

以外の世帯 18,900円

(2) 特定世帯 9,450円

(3) 特定継続世帯 14,175円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の13.4を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,400円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,500円

(2) 特定世帯 3,750円

(3) 特定継続世帯 5,550円

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の18.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(3) 特定継続世帯 5,625円

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の17.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の資産割額)

第9条の5 第2条第5項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の1.4を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）

の
合算額とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の7 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の8 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

(2) 特定世帯 400円

(3) 特定継続世帯 600円

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 19,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20,230円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,950円

(イ) 特定世帯 6,475円

(ウ) 特定継続世帯 9,713円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,840円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,180円

(イ) 特定世帯 2,590円

(ウ) 特定継続世帯 3,885円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,750円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,230円

(イ) 特定世帯 6,615円

(ウ) 特定継続世帯 9,923円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,980円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,250円

(イ) 特定世帯 2,625円

(ウ) 特定継続世帯 3,938円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,550円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 840円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,250円

(イ) 特定世帯 4,625円

(ウ) 特定継続世帯 6,938円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,450円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,450円

(イ) 特定世帯 4,725円

(ウ) 特定継続世帯 7,088円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,700円

（イ）特定世帯 1,850円

（ウ）特定継続世帯 2,775円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,250円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,750円

（イ）特定世帯 1,875円

（ウ）特定継続世帯 2,813円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,250円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 600円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

（イ）特定世帯 200円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,700円

（イ）特定世帯 1,850円

（ウ）特定継続世帯 2,775円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,240円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める

（ウ）特定継続世帯 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,780円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,780円

（イ）特定世帯 1,890円

（ウ）特定継続世帯 2,835円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,280円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める

額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,480円

(イ) 特定世帯 740円

(ウ) 特定継続世帯 1,110円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,200円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均

額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,500円

(イ) 特定世帯 750円

(ウ) 特定継続世帯 1,125円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,300円

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 240円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均

等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 国民健康保険の未就学児に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該未就学児につき第9条の6の規定により算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び

第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定

する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 0 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特

する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 0 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特

定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23

定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23

条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の

条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の

2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【参考】地方自治法 抜粋

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めな

にっこりあ利用者数

市内 7,257人 (大人3,235人・子ども4,022人)

市外 14,024人 (大人6,500人・子ども7,524人)

【政策等の効果及び費用】

-42-

議案参考資料
令和8年3月定例会

議第27号

宮津市福祉・教育総合プラザ条例の一部改正について

区分

条例の改正

なければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

公共施設の受益者負担の適正化

■予算措置しているものについては、その額を記載 1,133 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

舞鶴市(あそびあむ)：入館料200円(市外利用者)
綾部市(あやっこひろば)：無料
八幡市(すくすくの杜)：無料(市外利用者の利用制限あり)

担当課・係

子ども未来課 子ども福祉係
(45-1640)

添付資料

・新旧対照表

議第27号

宮津市福祉・教育総合プラザ条例（平成29年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第1条～第6条 （略） 第7条～第13条 （略） （罰則） 第14条 詐欺その他不正の行為により使用料_____の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。	第1条～第6条 （略） <u>（入館料）</u> 第7条 子育て支援センターの入館料（以下「入館料」という。）は、無料とする。ただし、市外に居住する者が子育て支援センターに入館する場合は、1人1回につき200円の入館料を納付しなければならない。 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減免することができる。 第8条～第14条 （略） （罰則） 第15条 詐欺その他不正の行為により使用料又は入館料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。 <u>（準備行為）</u> 2 市長は、この条例の施行の日前においても、子育て支援センターの入館料の徴収に必要な準備行為をすることができる。

議案参考資料
令和8年3月定例会

議第28号

宮津市介護保険条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことに伴い、住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定している第1号被保険者の、第9期介護保険事業計画期間中（令和6～8年度）の介護保険料の収入の減少が見込まれる。

これを受け、国において、保険者の責めに帰さない保険料収入不足を防ぐ観点から、令和8年度の保険料に限り税制改正による影響を受けないよう介護保険法施行令の一部改正が行われたことから、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

令和7年度税制改正の影響により保険料段階が変わり得る第1号被保険者等（令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者）について、税制改正前と同様の保険料段階となるよう、令和8年度の保険料の算定に限り特例を設けるもの。

特例の対象となる者は、市民税の賦課期日（令和8年1月1日）において本市に住所を有する第1号被保険者等とする。

◆施行日 令和8年4月1日

◆その他

令和7年度の住民税非課税の第1号被保険者等で、控除額引き上げの範囲内で所得が増えた者が、本条例改正による令和8年度の算定で住民税課税扱いとなり、保険料段階が変わった場合は、非課税者として判定する保険料段階まで減免する。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

健康でいきいきと幸せに暮らせるまちづくり

第10次宮津市高齢者保健福祉計画・第9期宮津市介護保険事業計画

【政策等の背景・提案までの経過】

●令和7年度税制改正

<給与所得控除額>

給与収入額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超180万円以下		収入金額×40%－10万円
180万円超190万円以下		収入金額×30%＋8万円

●R7.12.17

「介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）」公布

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

健康・介護課 介護認定係（45-1676）

添付資料

・新旧対照表

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）新旧対照表

現行	改正後（案）
附 則 第1条～第14条 （略）	附 則 第1条～第14条 （略） <u>（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u> 第15条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある

場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第2

	2条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるの
--	---

は、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第16条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であつて、令和8年度分の地方税法の規

	定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。） (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合 イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合 ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合 (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつ
--	--

	<u>て、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u> <u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u> <u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u> <u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u> <u>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u>
--	---

	附 則 <u>この条例は、令和８年４月１日から施行する。</u>
--	--

議案参考資料
令和8年3月定例会

議第29号

宮津市工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について

区分

条例の制定

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

高度経済成長期に公害対策として義務化された厳しい緑地基準が、現代の産業構造や技術進歩により、かつてのような広大な緑地による公害緩衝の必要性が低下する中、周辺自治体との競争力の強化を図りサステナブルパーク等への企業誘致や既存工場の市外流出を防止することで地域経済の活性化及び雇用の促進を図るため、本市独自の緑地面積率等を定める地域準則を定める条例の制定を行うもの

◆提案の概要

- 1 緑地面積率の規定(法で定める率 20%以上)
・準工業地域 10%以上、用途無指定区域 5%以上
- 2 環境施設面積率の規定(法で定める率 25%以上)
・準工業地域 15%以上、用途無指定区域 10%以上

国が定めた基準

	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域(準工業地域)	主として工業等の用に供されている区域(工業地域、工業専用地域)	第1種区域～第3種区域以外の区域
環境施設	25%超～35%以下	15%以上～30%以下	10%以上～25%未満	10%以上～10%以下
うち緑地	20%超～30%以下	10%以上25%以下	5%以上20%未満	5%以上～25%以下
重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入率			(区域の区分にかかわらず)50%以内	

- 3 重複緑地の緑地面積参入率の規定(法で定める率 25%の割合まで)
・敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の50%の割合まで緑地面積率の算定に用いる面積に参入することができる

◆施行日

令和8年4月1日

参考 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業などが対象

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・S34.12 工場立地法の制定
- ・S48.10 緑地・環境施設等の設置義務化
- ・H9.4 都道府県・政令市へ届出・勧告、命令等の権限委譲
- ・H24.4 市へ届出・勧告、命令等の権限譲渡
国が定めた基準の範囲内において独自基準を条例で定めることが可能となる。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

企業立地を一層促進(支援)し、雇用機会の拡充が図られる。

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

全国で543自治体が制定(令和6年4月1日現在)
京都府内では、舞鶴市、京田辺市、八幡市、長岡京市が制定

担当課・係

添付資料

商工観光課 商工係 (45-1663)

・参考図面

議案参考資料
令和8年3月定例会

議第30号

宮津市立幼稚園設置条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
◆提案の趣旨・目的 平成25年4月1日から休園となっている由良幼稚園について、地元の由良自治連合会からの要望により廃止とするもの。 ◆提案の概要 宮津市立幼稚園のうち、由良幼稚園を令和8年3月31日をもって廃園とするもの。 ○由良幼稚園の概要 校地面積 785㎡ 校舎面積 1棟325㎡（昭和45年度築）倉庫6㎡（昭和58年度築） 平成24年度末の園児数 5人（3才：0人、4才：0人、5才：5人） ◆施行日 令和8年4月1日		○平成25年4月1日から休園となっている由良幼稚園について、令和7年5月14日付け地元の由良自治連合会からの要望書の提出に基づき、由良幼稚園を廃止とするもの。	
		【市民参加の状況】	
		○令和6年6月 地元自治連からの協議相談 ○令和7年2月 地元自治連から由良地区住民へ旧由良幼稚園 廃園に向けての提案を各戸配布 ○令和7年5月 地元自治連からの廃園要望書の受理	
		【政策等の効果及び費用】	
		■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円	
		【他の自治体の類似する政策との比較】	
【第7次宮津市総合計画との整合】			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画		担当課・係	添付資料
		教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係（45-1641）	・新旧対照表

宮津市立幼稚園設置条例（昭和49年条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）														
（設置） 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条の規定に基づき、次のとおり市立幼稚園を設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th></tr> <tr> <td>宮津幼稚園</td><td>宮津市字鶴賀2095番地</td></tr> <tr> <td>栗田幼稚園</td><td>宮津市字上司261番地の4</td></tr> <tr> <td>由良幼稚園</td><td>宮津市字由良1276番地</td></tr> </table>	名称	所在地	宮津幼稚園	宮津市字鶴賀2095番地	栗田幼稚園	宮津市字上司261番地の4	由良幼稚園	宮津市字由良1276番地	（設置） 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条の規定に基づき、次のとおり市立幼稚園を設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th></tr> <tr> <td>宮津幼稚園</td><td>宮津市字鶴賀2095番地</td></tr> <tr> <td>栗田幼稚園</td><td>宮津市字上司261番地の4</td></tr> </table> 附 則 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>	名称	所在地	宮津幼稚園	宮津市字鶴賀2095番地	栗田幼稚園	宮津市字上司261番地の4
名称	所在地														
宮津幼稚園	宮津市字鶴賀2095番地														
栗田幼稚園	宮津市字上司261番地の4														
由良幼稚園	宮津市字由良1276番地														
名称	所在地														
宮津幼稚園	宮津市字鶴賀2095番地														
栗田幼稚園	宮津市字上司261番地の4														

議案参考資料
令和8年3月定例会

議第31号

宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

学校給食費について、令和7年度は増額分を市が負担することとし、保護者負担の軽減を図った。依然として食材の高騰が続く中、現在の学校給食費単価では、給食の質を維持することが困難なことから、令和8年度においても改正を行った上で保護者の実質負担額は、令和4年度額の据え置きとなるよう支援を行う。また、小学校については、国の学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）の取組と市の負担により全額支援を行う。

◆提案の概要

学校給食費の年額を増額し、保護者の実質負担額は、小学生は無償、中学生・幼稚園は令和4年度の額に据置き、保護者の負担軽減を図る。

・小学校 59,400円→66,600円 ・中学校 64,200円→73,200円
・幼稚園 42,000円→46,800円 ・教職員等 67,800円→76,800円

◆施行日

・令和8年4月1日

※市が増額分（小学校は全額分）を負担するため、保護者の実質負担額は次のとおり

○センター方式分学校給食費の額の見直しと保護者支援

（単位：円）

	小学校		中学校		幼稚園	
	1食単価	月額	1食単価	月額	1食単価	月額
現行	310	4,950	365	5,350	225	3,500
改正後	350(+40)	5,550(+600)	415(+50)	6,100(+750)	250(+25)	3,900(+400)
R8保護者負担額	0	0	290	4,300	180	2,800
国支援額	約301	約4,767	—	—	—	—
市(公費)支援額	約49	約783	125	1,800	70	1,100

※国支援の上限額（5,200円/月）は、給食費年額を11月で除した金額で、上記の額は本市の月額（年額を12月で除した額）に合わせ12月での換算額である。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

住みたい、住み続けたいまちづくり

・第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画
・宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画

【政策等の背景・提案までの経過】

○全国消費者物価指数（食料）前年度同月比 6.8%増（R7.8月～10月平均）
○学校給食会精米供給価格 前年度対比 43.4%増
○牛乳改定価格（見込み） 前年度対比 8.1%増
○R7 給食費高騰支援の実施
→地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰分を補助
○R7.12月：宮津市学校給食委員会食材調達部会を開催し、給食費の値上げを協議
○R7.12.18：自民・維新・公明の3党が小学校の給食無償化に向けて、令和8年度からの実施を決定。

【市民参加の状況】

学校給食費に関すること（単価の改正等）については、宮津市学校給食委員会食材調達部会において審議。

【政策等の効果及び費用】

学校給食費の保護者負担額の軽減支援を継続し、子育て支援を図るもの。

R7当初 62,971千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

・福知山市（R7年度）給食費の状況
小学校低学年：304円【公費負担22円/食】
小学校中学年：307円【公費負担22円/食】
小学校高学年：311円【公費負担22円/食】
中学校：335円【公費負担22円/食】

担当課・係

教育委員会事務局 学校教育課
学校教育係（45-1641）

添付資料

・新旧対照表

議第31号

宮津市学校給食費徴収条例（平成30年条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（学校給食費の額） 第3条 学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則で定めるところにより、各号に定める額の精算及び調整を行うことができる。 （1）小学校児童の保護者 年額<u>59,400円</u> （2）中学校生徒の保護者 年額<u>64,200円</u> （3）幼稚園園児の保護者 年額<u>42,000円</u> （4）小学校、中学校及び幼稚園の教職員等 年額<u>67,800円</u> 第4条～第6条 （略） 附 則 1～3 （略）	（学校給食費の額） 第3条 学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則で定めるところにより、各号に定める額の精算及び調整を行うことができる。 （1）小学校児童の保護者 年額<u>66,600円</u> （2）中学校生徒の保護者 年額<u>73,200円</u> （3）幼稚園園児の保護者 年額<u>46,800円</u> （4）小学校、中学校及び幼稚園の教職員等 年額<u>76,800円</u> 第4条～第6条 （略） 附 則 1～3 （略） 4 <u>政府が示す学校給食費の抜本的な負担軽減を図る観点から、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、第3条の規定の適用については、第3条第1号中「年額66,600円」とあるのは、「徴収しない。」と、同条第2号中「年額73,200円」とあるのは、「年額51,600円」と、同条第3号中「年額46,800円」とあるのは「年額33,600円」とする。</u> 附 則 <u>（施行期日）</u>

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。